

# 厚生常任委員会

平成27年8月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小林 誠	○井上 卓也	伴 吉晴
平川 理恵	濱 眞理子	奥村 容子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	中原 潤	同 課 長 補 佐	福田 善行
国 保 医 療 課 長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健 康 対 策 課 長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	北 典子
環 境 対 策 課 長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	浦野 歩美	住 民 課 長	安藤 容子

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 平川委員、濱委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会いたします。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、平川委員、濱委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査案件であります（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、今年度より実施を計画しておりますスマートフォンを活用いたしましたごみ分別アプリ提供事業につきまして、提供する内容、システム開発の委託業者などの実施計画がまとまりましたので、当委員会にご報告をさせていただきます。

資料1におきまして事業計画をお示しをしておりますので、それに基づきましてご説明をさせていただきます。

このごみ分別アプリ提供事業の目的でございますが、従来の紙媒体による情報の入手から、インターネットに代表されるさまざまなツールを活用して情報を入手される方が増加している中、住民の方々から問い合

わせが多いごみ収集日やごみ分別方法などの情報につきまして、スマートフォンアプリを活用した情報発信を行うことによりまして、住民サービスの向上に努め、さらなるごみ減量等に対します意識の向上を図っていかうとするものであります。

次に、このアプリシステムにつきましては、新たに独自のシステムを構築する方法と構築済のプラットフォームを利用する2つの方法がございますが、住民の方々が必要といたしますごみ処理に関する情報は、先ほども申しましたように、ごみ収集日の情報やごみ分別方法等の情報などで、ほぼこの自治体でも共通をしておりますので、わざわざ独自のシステムを構築しなくても、構築済のものでも十分活用でき、しかも構築済のプラットフォームを活用することで、初期導入費や使用料など格段に安価になることから、今回、構築済のプラットフォームを活用することとしております。

次に、具体的にどのような情報提供を行うのかということですが、まず、ごみ収集日カレンダーの掲載であります。収集日にアラーム通知がされる機能がついておりまして、初期設定で収集地区を登録していただくことによりまして、各収集日に自分の地区の収集品目が表示されるようになっております。また、品目名を50音別に並べ、何ごみになるのか検索できるごみ分別帳、あるいはごみ分別種類ごとに出し方が確認できるごみ出し便利帳などの機能がついております。さらに、環境問題やごみ問題など、理解と認識を深めていただくための環境クイズの機能や、町ホームページへのリンク、町からのお知らせを掲載できる機能も備えているところであります。

次に、このシステム開発の委託業者であります。既に大阪市や名古屋市、愛知県豊田市などの自治体のごみ分別アプリ提供事業の業務を請負っております。大阪府中央区に所在いたします株式会社ディライトシステムと、去る8月3日付でアプリ提供の業務委託契約を締結をしたところであります。

今後のスケジュールにつきましては、現在、必要なデータの入力作業を行っております。システム確認作業などを経て、10月1日より運

用開始することとしておりまして、10月号町広報紙におきまして、住民の方々に、利用方法の周知を兼ねましたごみ分別アプリ提供開始のご案内をさせていただくこととしております。

なお、資料1の裏面では、ごみ分別アプリのイメージ図をお示しをしておりますので、ご確認いただきますようお願いをいたしまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。伴委員。

伴委員 今、これ、従来のプラットフォームと、私あまりこのインターネット関係というのはあまり知らないのですが、このプラットフォームを使うことで安価にいうことですが、これ、契約の金額というのは、もし教えていただけるものであれば教えていただきたいのですが。

環境対策課長 今回のアプリ提供事業のシステム開発業者との委託料の関係でございます。通常、初期導入費は5万円となっておりますけれども、現在、このアプリを広げようということで、この会社につきましては、初期導入費は現在無料となっているところであります。また、月々の使用料でありますけれども、月額税込み1万800円となっております、10月からの半年間の使用となりますが、こちら最初1か月間は無料ということで、平成27年度の委託料の額といたしましては、システムの月々の使用料5か月分の5万4千円で契約をしたものであります。

ちなみにですね、システムを新規で導入した場合の費用ですが、一般的にシステム導入費に約250万、そしてシステムの保守費として年間30万程度が必要となっておりますので、構築済みのプラットフォームを使用することで格段に安価で押さえられるということになっております。

伴委員　　これぐらいの金額でやってもらえるねんなっちゅうぐらい、確かに安価な、今、金額お聞きしたんですが、それならこれはこの10月から運用開始という形に、これ、書かれていますねんけど、これ、どんな形で、もうあまり日がないと思うんですが、いつどのような形でこれ、住民に周知してくれはるんですかな。ちょっとその辺教えてください。

環境対策課長　先ほどもご説明をさせていただきました、10月1日号発行の広報斑鳩におきましてご案内をさせていただく予定で、現在進めているところであります。

伴委員　　これ、確かに、広報でしていくと。これ、10月スタートで、10月1日の広報斑鳩。それ以前に何かこういうようなことをやりますねんけどというようなことは、やっぱり期間的なもの、いろいろな形でできないんですかな。せっかくのこれ、みんな使うものですのでね、ちょっとそのあたり考えていただければと思うんですが、ちょっと教えてください。

環境対策課長　周知方法についていろいろ、種々検討させていただいたんですけども、9月号のお知らせ版で仮にお知らせをしたとしたら、10月1日からの運用というところをですね、住民の方が飛ばされて、アプリに接続されると。それで、なぜ入手できないというような問い合わせもあろうかということで、10月1日発行の広報でお知らせするというにさせていただきました。

伴委員　　おっしゃっていることはわかります。それでしたら、何しろ、高齢の方から、いろいろな方がおられます。私もこれ、うまく説明していただかんとようつながんと思いますねん。だから、わかりやすい内容で広報していただくことをお願いします。以上です。

委員長　　ほかにご意見、ご質問は。　濱委員。

濱委員 今ね、伴さんのほうから、いろいろな年代の方っていうことでしたけれども、この接続であったりとかね、こういうのを、役場の窓口に来れば職員の方が丁寧に対応してくださるっていうこともぜひともご検討いただきたいと思います。私も、うまくできないと、わかる人にやってちょうだいというようなことをね、やっていますのでね、ぜひともそういうこともサービスに入れていただきたいんです。

委員長 平川委員。

平川委員 すみません、従来もインターネットで、町のホームページなど、そのごみの分別については掲載していただいていると思うんですけども、それとの違いとか、連携ってどういうふうにするんですか。

環境対策課長 このスマートフォンアプリはですね、自分の地区の収集日を検索できるといったところが大きく違う点です。町のホームページに載っているのは町全体のことで、そこから自分の地区がどこに当たるのかというのが検索できないんですけども、これは自分の地区の収集日を、しかもアラームで教えていただけるところが大きな違いであります。

また、ホームページよりも詳細なごみの分別の出し方も掲載をできるので、その辺が大きな違いでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでしたら、私のほうからですね、継続審査案件に関しまして、ちよっと確認させていただきたいことがあります。

毎年秋にですね、町のごみのポイ捨て禁止啓発キャンペーンというの

をしていただいております。これについて、今年度、町のほうの考え方としてはどうなっているのか、確認させていただきたいと思います。

環境対策  
課長

このごみのポイ捨て禁止啓発キャンペーンにつきましては、以前、議会と自治会連合会の懇談会の席上で、罰則規定を設けた条例制定の要請を議会のほうでお受けになられまして、いろいろ、種々勉強会を重ねる中で、行政と連携して啓発活動をやっているという趣旨で、平成24年に始められたものであります。昨年度、平成26年度も計画をしておりましたけども、あいにく雨天で中止になったということで、今回も、一応町のほうでは予算計上して、実施をする計画にしておりますけども、議会からの要請がございましたら準備をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長

ありがとうございます。平成22年に、ただいまご説明いただきました自治会連合会との懇談会のほうで要望を受けましてですね、議会と行政のほうで一緒にこういう活動をしていこうということになりましたので、また、今年もぜひですね、秋にですね、厚生常任委員会としてさせていただきたいと考えていますけど、皆さんご意見ございませんかね。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。経緯についてはですね、今、課長のほうからご説明ありましたけれども、平成22年に要望を受けて、議会と行政のほうでアンケート調査を行いましたので、その結果についてもですね、次回の委員会までにですね、皆さま方にまたご理解いただけますように、ちょっと資料のほうを配布させていただきたいなというふうに思いますので、理事者側におかれましてはその準備のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

継続審査についてはもうこれで、ご意見、ご質疑がなければ終わらせていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 平成28年度保育所保育料について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項の(1) 平成28年度保育所保育料につきまして、ご報告をさせていただきます。

本町の保育所保育料につきましては、これまでから、原則として国の保育所徴収金基準額の85パーセントで設定をさせていただいているところでございますけれども、このたび、国のほうで、子ども・子育て支援新制度に基づき、保育標準時間・保育短時間別に新しい保育料の基準である公定価格及び利用者負担基準額が示されたところでございます。

その示されました徴収基準額を見てみますと若干の増額となっておりますけれども、当町の平成28年度の保育料といたしましては、保護者の経済的な負担の軽減を図る観点から、引き続き、保育料区分について国の基準の8階層から11階層に細分化し、軽減幅につきましても、なおその額から15%カットし、さらに、今回の改定に伴う増額分もカットし、平成27年度と同額に据え置くことといたしましたので、ご報告をさせていただきます。

また、同時在園の3歳未満第2子の軽減率につきましては、平成27年度において、国の基準である従来の2分の1から、町の独自の取り組みといたしまして、4分の1に引き下げとさせていただいたところでございますけれども、平成28年度につきましても同様の内容で継続して取り組んでいくことといたしましたので、報告をさせていただきます。

以上、平成28年度保育所保育料につきましての報告とさせていただきます。



委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けをいたします。何かございませんか。

( な し )

委員長 それでは、私のほうから1点。平成27年度も改定されずに据え置きということですね。平成27年度の影響額が2,700万円ほど、2,800万円ほど町の持ち出しというか、負担がということで3月議会では報告を受けましたけれども、今回の影響額についてはどれぐらいの金額になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

福祉課長 今回据え置くことに対しまして、国の基準額が若干上がっていることにつきまして、その分の影響額といたしましては、来年度の入所状況につきましては、今年度の入所状況と違いますので、その見込みにつきましては、今年度の状況と仮定いたしまして、その場合、約35万円程度、町の持ち出し分が多くなる試算としております。

委員長 はい、ありがとうございます。  
ほかに皆さま方、質疑、ご意見はございませんか。 池田副町長。

副町長 先ほど委員長、質問の中で、2,700万程度の増額言われましたけれども、それほど大きな金額ではございませんので。確認はしていただきたいんですけど、まず、2分の1から4分の1にした段階で、これだけで約4,500万でした。それで、保育料単価の増額分でしたら50万前後やったと思う。たしか100万までの金額だったんですね。

2,700万、町全体でね、保育料自体が6千万から7千万ですので、2,700万の増額というのはいりませんので。それだけちょっと、また確認させて、僕も正確に言えませんが、たしか保育料単価の増額分は100万までの金額ですので、ちょっとそれだけご理解をいただき

たいと思います。

委員長　　ちょっと勘違いしていたら教えていただきたいんですけどね、3月の委員会での報告で、そのときの影響額が292万。そして15%の軽減額が1,900万円、町の持ち出し。それで3歳未満児の負担、4分の1の軽減で540万ということに報告を受けたかなというふうに思っているんですけども。

副町長　　恐らくそれはね、保育料単価、100%から言われた分だと思うんですわ。町は毎年ずっと85%できているでしょう。その85%のままで国の保育単価が上がってきますので、それについてはこれですよということで。せやから委員長のその1,700万というのは、15%のカット分のことを言われているのと違います、全体的に。

委員長　　15%の、町の15%軽減されているので、町のほうが1,943、国の、国基準よりもってということですね。

副町長　　それは100%がやった場合ね。ただし、町はずっと85%できていますので、保育料単価を据え置きというのは、85%を基準にして据え置いておりますので、そこをベースに考えていただきたいと思っておりますので。よろしく申し上げます。

委員長　　私が意図したのはですね、斑鳩町の場合ですね、子育て施策に取り組んでいただいて、町の、小城町長の考え方で、国の基準よりも15%軽減していただいているということ、もうちょっとですね、3月の委員会でも言いましたけども、やっぱり町が努力されていることを住民さんにもう一度周知していただくことがやっぱり大切ではないのかなというふうに、前の委員会では発言させていただきました。やっぱり町が努力されていることを当たり前と思っただくのではなくてですね、やっぱり行政のほうもPRというか、自分で言うのもあれかもしれませんが

ども、しっかりとそういうこともアピールするべきことはしていくことが、これからの時代、大切ではないかなと思ひまして、ちょっと大き目の金額かもしれませんが、国の規準よりも町のほうがですね、これだけ努力をされているということで、今ちょっと、そういう趣旨で質問をさせていただきました。失礼をいたしました。

ほかに、質疑、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 次にですね、(2) 社会保障・税番号(マイナンバー) 制度開始に伴う個人番号通知および個人番号カードの発行について、理事者の報告を求めます。 安藤住民課長。

住民課長 それでは、(2) 社会保障・税番号(マイナンバー) 制度開始に伴う個人番号通知および個人番号カードの発行について、ご報告申しあげます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、平成27年10月から、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が始まりますことから、住民課の所管いたします個人番号通知及び個人番号カード発行の流れ等について、ご報告申しあげます。それでは、資料2をごらんいただきたいと思ひます。

初めに、(1) 社会保障・税番号(マイナンバー) 制度についてでございます。マイナンバー制度全般につきましては企画財政課で所管しておりますが、個人番号通知及び個人番号カードについてご説明させていただく前に、その概要を説明させていただきます。

社会保障・税番号(マイナンバー) 制度とは、住民票を有する全ての国民に1人1つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

①マイナンバーの活用についてです。マイナンバーは、市町村・都道

府県・健康保険組合・日本年金機構・ハローワーク・独立行政法人などの各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、各機関が分散管理する個人情報をつなぎ、情報連携により、資料に記載しております利便性の向上、行政の効率化、また、公平・公正な社会の実現といったさまざまなメリットをもたらします。

②平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで、マイナンバーが必要になりますについてです。マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。平成28年1月から、各分野において順次導入されていくことになっております。

それでは、2ページ目をごらんください。(2)マイナンバー制度実施の流れについてです。

平成27年10月から12月、こちらで個人番号を通知いたします。住民票を有する方（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月から12月の間に、12桁のマイナンバーが通知されます。

次に、平成28年1月です。マイナンバーの利用が開始されます。社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。また、個人番号カードの交付開始として、申請者への個人番号カード交付が始まります。

次に、平成29年7月、これは予定でございます。地方公共団体等も含めた情報連携を開始ということで、情報連携により行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減される見込みです。

次に、(3)個人番号の通知です。

平成27年10月から12月までの間に、住民票を有する全ての方に1人1つの番号、12桁の番号が通知されます。マイナンバーは、中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。地方公共団体情報システム機構により、準備が整い次第、マイナンバー通知カードが世帯ごとに簡易書留で郵送されます。簡易書留の中には、マイナンバーの通知カード、個人番号カードの申請書と返信用封筒、説明書が同封

される予定です。

なお、地方公共団体情報システム機構とは、全国の市町村が共同運営する組織で、マイナンバーや住民基本台帳などに関する事務を行っております。

次に、（４）個人番号カードの申請・交付の流れについてです。

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出やさまざまな本人確認の場で利用できるカードです。希望者は、申請することで平成28年1月以降に交付されます。この個人番号カードの申請・交付の流れを資料に沿ってご説明申しあげます。

まず、①先ほどご説明いたしました通知カードが簡易書留で届きます。

次に、②郵送で申請というところです。通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を張りつけ、返信用封筒に入れてポストに投函します。この申請書は、地方公共団体情報システム機構に届きます。この申請は、スマートフォンなどを使用してオンラインでも申請可能となる予定です。

③個人番号カードが完成というところです。地方公共団体情報システム機構において、申請に基づき個人番号カードが作成され、市町村に完成した個人番号カードが送付されます。市町村から各個人に交付通知書を送付いたします。

次に、④本人が来庁、カード受け取りです。ご本人に役場・住民課窓口に来庁していただき、本人確認の上、本人が暗証番号を設定し、個人番号カードが交付されます。なお、個人番号カードの交付を受けるときは、市町村に通知カードを返納することとなっております。

続きまして、3ページでございます。（５）通知カード・個人番号カードについてについてです。

3ページの表は、通知カードと個人番号カード、さらに、参考として、現在交付しております住民基本台帳カードの特徴について表にまとめたものです。通知カードと個人番号カードについて、対比しながら説明させていただきます。

①申請・交付についてです。通知カードは、先ほどご説明申しあげま

したように、住民票のある全ての方に、平成27年10月から12月の間に簡易書留で郵送されます。申請及び来庁の必要はございません。一方、個人番号カードは、希望者が申請することにより、平成28年1月以降に交付されます。申請は郵送で可能で、市町村窓口には交付時の1回来庁していただく必要があります。

②交付手数料です。初回は、通知カード・個人番号カードとも無料となっております。再交付手数料は、市町村が条例に定めることにより徴収できることとなっております。9月議会に斑鳩町手数料条例の一部改正を上程させていただき予定としておりまして、総務省の示す再交付手数料相当経費により、通知カードは500円、個人番号カードは800円として上程させていただきたいと考えております。

③規格です。通知カードは紙製のカードです。一方、個人番号カードは、プラスチック製のICカードで、ICチップには電子証明書が格納されております。

④様式についてです。通知カードは、個人番号を券面に記載し、顔写真はありません。一方、個人番号カードは、個人番号を券面の裏面に記載し、顔写真が券面に記載されます。

⑤作成についてです。通知カード・個人番号カードともに、地方公共団体情報システム機構が市町村の委任により作成いたします。

⑥カードの有効期間です。通知カードには有効期限はございません。個人番号カードの有効期限は、発行日から申請者の10回目の誕生日まで、ただし、20歳未満の方は5年目の誕生日までです。また、個人番号カードに格納されます電子証明書は、発行日から5年目の誕生日までとなっております。

⑦利便性についてです。通知カードは、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能ですが、運転免許証など、本人確認のための書類の提示が必要となります。一方、個人番号カードは、個人番号を確認する場面において、顔写真がありますので、1枚で利用可能であり、身分証明書としても利用できます。また、ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請を行うことができま

す。さらに、今後、行政機関、都道府県、市町村、民間などによる付加サービスが追加された場合に利用ができます。

個人番号カードを取得するかどうかは、個人の判断によります。しかし、今後、さまざまな場面で個人番号の記載を求められることとなりますことから、通知カードは必ず保管することが必要であり、広報においても強調してまいりたいと考えております。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の概要や個人番号通知及び個人番号カードの発行についての周知については、国においてもホームページや新聞折り込み等によって周知を行われておりますが、斑鳩町におきましても広報斑鳩において連載をしております、平成27年7月号から12月号まで掲載してまいることとし、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、社会保障・税番号（マイナンバー）制度開始に伴う個人番号通知および個人番号カードの発行についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けをいたします。 濱委員。

濱委員 この個人カードのね、そのものについて、賛否両論いろいろあると思いますけども、今、役場のほうでね、この導入に当たって、また実際に皆さんこの個人番号カードをね、取得されてからね、どのようなね、問題点っていうか、そういうことを予測されているというか、そういったところを教えていただきたいんですけど。

住民課長 すみません、問題点といいますか、課題というものがあると思います。一番、今、住民課で考えておりますのは、簡易書留で送られてきた通知カードをですね、皆さんが廃棄されてしまいますと、以後、再発行の手数料等もかかってまいりますので、それについては、どの場面かで使うものだということを周知徹底していきましてですね、皆さんが、通知カ

ードについては大切に保管していただきたいと思っております。と申しますのも、個人番号につきましては、皆さん、いろいろな、職場で税金を納めたりされておりますので、勤務先に、その後28年1月になってから、あなたの個人番号何番ですかといった照会が来るであろうということ予測しております。また、ご高齢の方につきましては、年金の手続きのときに、以後、個人番号を記載するという手続きも出てまいろうかと思っておりますので、無料で届く通知カードにつきましては、皆さんがきちんと保管していただけるように周知してまいりたいと思っております。以上です。

濱委員 その周知のことですけれども、広報等でね、または国のほうから別の形でっていうことですけれども、今おっしゃったようにね、やっぱり一番心配なのは、その通知がきても、うまくそれを読み下して、あ、置いておこうかっていうふうになるんだったらいいんですけど、また、もっとほかのものでもね、なくしてしまう機会がやっぱり多い方だとか、そういう方が一番心配だと思うんです。そんな周知の方法については、今おっしゃった以外にはどうですか。

住民課長 すみません、今現在では、ホームページと、そして広報の周知を考えております。また、通知カードが届くときにですね、国から説明書が入っておりますので、そちらのほうも読んでいただいとということになるかと思っております。また、住民課のほう等に問い合わせがきた場合にですね、通知カードについては必ず保管してくださいということを書いてまいろうということ考えております。以上です。

委員長 奥村委員。

奥村委員 すみません、個人番号カードなんですけれども、交付時の1回来庁ということなんですけれども、これは例えば高齢者等の、役場のほうに出向くことができない方に関しましては、例えば後見人とか、家族の方が身分



を証明することによって個人カードを発行していただくっていうことはできるのでしょうか。

住民課長 どうしても市町村の窓口にお越しいただくことができない理由のある方につきましては、代理人で申請が、受け取りが可能ということになっております。ただし、そのときにも、代理人さんへの委任状でありますとか、代理人さんの身分証明書も提示が義務付けられております。以上です。

委員長 平川委員。

平川委員 このマイナンバー制度ですけれども、春に年金の問題があったときに、スケジュールがちょっところ、後ろにずれ込む可能性もあるっていうようなことの報道されていたんですけれども、そのあたりの影響があったのか、なかったのかということと、あと、現在発行されている住民基本台帳カードが、今の現在の申請状況っていうのはどういう形になっているのか、今伺いできたらお願いします。

住民課長 すみません、先ごろですね、6月になりますけれども、日本年金機構の個人情報流出事件を受け、甘利大臣のほうでマイナンバー制度と年金機構との情報連携について、事件の検証を踏まえて導入時期を考えたいとの考え方を示されたところでございます。こちらは6月の報道なんですけれども、しかしながらですね、マイナンバー制度そのものに関しては、ことし10月から個人番号を通知し、来年1月からの利用を開始するという全体のスケジュールを進めていくと発言されておまして、このご発言のとおりですね、県のほうからもスケジュール変更の通知はございませんで、着々と10月5日の施行に向けましてスケジュールが進められております。

なお、各機関との連携ですね、例えば年金でありますとか、そういったものの情報連携についての時期については、まだ示されていないとこ

ろでございます。

もう1点でございます。すみません。住基カードの発行状況についてのお問い合わせをいただいております。

すみません、お待たせしました。住民基本台帳カードは、平成15年から平成26年までの12年間に1,115枚を発行しております。以上でございます。

委員長 ほかに質疑、ご意見は。 伴委員。

伴委員 今、自分の住基カードをちょっと見ておったんですが、これはこの有効期限内までは使えると、だから個人番号カードと住基カード、両方使ってもええということでもいいんですね。

住民課長 すみません、説明不足で申しわけございません。住民基本台帳カードは、今持っていらっしゃる有効期限までお使いいただけることはできるんですけども、個人番号カードとの2枚持ちはできないことになっておりまして、個人番号カードを取得されますときに、現在お持ちの住民基本台帳カードは一旦廃止しないと新しい個人番号カードを作れない仕組みになってございますので、ご承知おきいただきたいと思っております。すみません、以上です。

伴委員 今、聞いてよかったですわ。なるほど、それならもうこれは使えなくなる、個人番号カードを発行してもらった時点で。それなら個人番号カードを発行してもらわない、これ、選択制、の場合は住基カードをこの有効期限内使えるというふうに考えていいわけですか。

住民課長 今、委員おっしゃっていただきましたとおりでございます。個人番号カードを発行しないというご選択をされましたならば、今お持ちの住基カードは有効期限までお使いいただくことができます。以上です。

委員長 ほかに質疑、ご意見はございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(3) 斑鳩町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱について、理事者の報告を求めます。  
安藤住民課長。

住民課長 それでは、各課報告事項(3) 斑鳩町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱について、ご報告させていただきます。

本人通知制度とは、斑鳩町に住民登録や本籍のある人が事前に登録することで、その人に係る住民票の写しなどを、本人の代理人や第三者に交付したときに、その交付した事実について登録者本人にお知らせする制度です。

この本人通知制度で、住民票の写しなどが第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の防止、抑止に役立ちます。

このことから、本町において本人通知制度を導入することとし、今般、要綱としてまとめましたところをごさいますて、本委員会にご報告をさせていただきます、公布してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申しあげます。

恐れ入りますが、資料3、要綱の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

斑鳩町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱について(要旨)。

この要綱は、住民基本台帳法または戸籍法の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、この交付の事実を通知する制度(以下「本人通知制度」という。)を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止及び抑止を図ることを目的とするものです。

1. 主な制定内容でございます。

(1) 目的(第1条関係)でございます。住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止及び抑止を図ることを目的とします。

次に、(2) 定義(第2条関係)でございますが、この要綱において、①住民票の写し等とは、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附表の写し、それぞれの除票を含みます、イ、戸籍の謄抄本、戸籍記載事項証明書、それぞれの除票を含みます、のことでございます。② 第三者とは、ア、本人または同じ世帯の人の代理人、イ、住民票の記載事項を利用する正当な理由のある第三者、ウ、本人または同じ戸籍の人の代理人、エ、戸籍の記載事項を利用する正当な理由のある第三者のことで

次に、(3) 事前登録の対象者(第3条関係)でございますが、本人通知制度の対象となる者は、事前登録の申し込みの日において、次のいずれかに該当する者とし、なお、死亡した者、失踪宣告を受けた者または日本国内に住所を有していない者は、対象としません。① 住基法の規定により本町の住民基本台帳または戸籍の附票に記録されている者(消除された住民票または消除された戸籍の附票に記録されている者を含む。)② 戸籍法の規定により本町が作成した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載されている者

次に、(4) 事前登録の申し込み等(第4条関係)として、事前登録の申し込み方法及び申し込み書類について定めております。

次に、(5) 事前登録(第5条関係)とし、事前登録の事務手順について定めております。

(6) 事前登録の変更等(第6条関係)として、事前登録の変更及び廃止の届出について定めております。

次に、(7) 本人通知(第7条関係)でございます。① 第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付した場合に係る本人

通知の書式及び内容について定めております。② 第三者からの請求による住民票の写し等の交付のうち、本人通知を行わない要件について定めております。本人通知を行わないのは、ア、国または地方公共団体からの交付請求により交付したもの、イ、訴訟、紛争の解決、債権回収、遺言書の作成その他の本人に通知することにより第三者の権利行使または密行性の妨げとなるもの、ウ、本人に通知することが適当でない特別な請求と町長が認めたもの、エ、自動交付機により交付をしたものとなっております。

最後に、（８）事前登録の廃止及び再登録（第８条関係）でございます。事前登録の廃止の要件について定めております。

続いて、２．施行期日でございます。この要綱は、平成２７年１０月５日から施行することとしております。これは、この制度の本人確認書類として個人番号カードを入れておりますが、個人番号カードの法的根拠であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日が１０月５日であるためです。

以上、斑鳩町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱についての説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けをいたします。 伴委員。

伴委員 この一番最後のほうの本人通知の（７）の②の一番下の自動交付機による交付したものは、まあ言えば本人通知を行わないと。これは多分、パゴちゃんカードちゅうか、あれを差し込んで請求されるからかなと僕は今、思ったんですけど、それでしたら窓口でもパゴちゃんカード持ってきてくれはったら要らんというような形にもなるのかな。あのカードをもってやればいける、これ、自動交付機により交付したものはなぜ要らないのか、ちょっとその辺、ちょっと教えてください。

住民課長 こちらにつきましては、自動交付機により発行したものにつきまして

は、本人さん、または本人さんがその代理人さんに自分の大切な暗証番号を伝えて、そしてですね、交付したものになっておりますので、当然ながら本人さんがしたものというふうに、仮に第三者であるとしましても、みなしまして、本人通知を行わないという対象にさせていただいているものでございます。以上です。

伴委員       それなら、これ、住民票とか、戸籍とるときは、たしかパゴちゃんカード、要りませんわな。なしで、まあ言えばとれると。印鑑証明のときぐらいのもので。だから、カード等も暗証番号があれば、まあ言えば窓口でも同じような扱いでもええような気もするんですけど、やっぱりこのあたりは難しいんですかな。

住民課長      ちょっと、私のほうが理解できなくて申しわけないですけども、パゴちゃんカードを住民課の窓口にお客様が持ってきていただいて、それをもって住民票を取得されるということですか。

伴委員       そうです。それで暗証番号も聞いてこられた場合なんかやったら、もう同じような形になるの違いまんのというようなことですねんけどね。

委員長       その前例は。    安藤住民課長。

住民課長      例えばですね、パゴちゃんカードを持ってこられても、たまたま自動交付機が壊れているというか、故障している場合がございます。そういった場合でしたら、代理人の方でありましても、パゴちゃんカードを見せていただきまして、その暗証番号を知っていただければ、住民課では交付はしておるところではございます。そちらにつきましてを対象にするかということになるんですけども、そちらにつきましては、もう自動交付機と同じ扱い、自動交付機がたまたま壊れていたときの自動交付機と同じ扱いにさせていただきたいとは思っております。以上です。

委員長

濱委員。

濱委員

この一番最初の目的のところですね、不正取得による個人の権利の侵害の防止及び抑制を図ることを目的とするっていう、とっても大切なね、大きなこういう目的に対してですね、実際にこういった侵害を受けたとか、権利のね、侵害を受けたとかいうの、今までにもね、やっぱりいろいろな場面であったからこそこういう制度っていうのが、また、さっきのカードのね、そういう流れの中で、なかなか煩雑なものであったりとか、また反対に、その番号っていう、そういうのになってしまった段階でね、第三者が自由にできないようになっていう、その抑止力っていうんですか、そういうのっていうのは大変いいんですけど、この住民からのね、登録の申し込みっていう手続きがね、大変煩雑なように思うんです。申し込み、事前におこななければならないっていう。こういうことがなかなか難しい方っていうんですか、きちっとこれを出して、自分は事前に登録をしているっていう、その手続きが大変だと思うっていうか、大変な方が、反対に、こういった不正なものの取得というところのね、被害者になる率っていうのは高いんだと思うんです、私は。この申込書であったりとか、実際に申し出をするっていうのが、住民さんにしてはすごいこれを出すっていうのは大きな負担のように思うんですけど、いかがでしょうか。

住民課長

こちらにつきましてですね、本人さんによる申し込みが大変な場合につきましては、代理人による申し込みや郵送による申し込みも可能なようにしております。以上です。

委員長

ほかに何か質疑、ご意見はございませんか。

( な し )

委員長

それでは、ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。

中原福祉課長。

福祉課長

失礼します。福祉課から、2点ご報告事項がございます。

まず、1点目でございます。例年開催しております敬老会の開催についてでございます。本年は、9月12日土曜日、いかるがホール大ホールにおきまして開催をさせていただきます。式典は、9時30分からとり行う予定をしておりますので、町議会議員の皆さまには、ぜひともご出席賜りますようお願い申し上げます。開催のご案内につきましては、近日中にお渡しをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2点目でございます。子育て世帯臨時特例給付金のことでございます。この給付金につきましては、6月より児童手当の現況届と同時に申請受付を既に実施しているところでございますけれども、現在、まだ申請されていない方が若干おられます。また、公務員の方の申請につきましても、昨年の実績からまだ4割程度となっておりまして、見込みとなりますけれども、約170名の方が未申請の状況となっております。

このことから、その申請期限につきまして3か月延長し、その期限を平成27年12月1日とさせていただきますので、ご報告をさせていただきます。

以上、福祉課からの報告とさせていただきます。

委員長

ほかに、理事者側から報告されることはございませんか。

栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

続きまして、環境対策課から1件、ご報告をさせていただきます。

去る8月13日に開催されました議員懇談会におきまして、9月議会におきまして損害賠償の額の決定及びそれに伴います平成27年度一般会計補正予算の専決処分の報告をさせていただく予定であるという旨のご説明がございましたように、ごみ収集業務の中で、収集車と住民の方



が運転する乗用車との接触事故が発生をいたしましたので、その概要を報告をさせていただきます。

去る平成27年7月14日火曜日午後1時15分ごろ、環境対策課衛生処理場勤務の田坂河平が、生ごみ分別収集のため、3トンダンプトラック車を運転中、高安西1丁目1番34号先の町道を国道25号から南下していたところ、北上してきた乗用車と対向をいたしました。その町道の幅員が狭かったこともあり、水路上の側道にダンプトラック車を寄せましたが、なお対向しにくい状況であったことから、もう少し前に移動しようとブレーキから足を離した瞬間、ミッション車であったため、ダンプトラック車が後退し、対向車両である斑鳩町神南3丁目3番2号、浅川俊之氏運転の乗用車の運転席側ドア中央部に接触、破損をさせたものであります。

事故発生後、示談の交渉を行い、去る8月14日に、浅川氏が運転した乗用車の修理代金として69,743円の損害賠償を行うことで示談が成立し、同日付で損害賠償の額の決定及び平成27年度一般会計補正予算につきまして、それぞれ専決処分させていただいたところであります。

このことから、冒頭にも申しましたように、来る9月1日開会の町議会におきまして、損害賠償の額の決定、それに伴います補正予算の専決処分につきまして、それぞれご報告させていただくこととしておりますので、ご理解のほどよろしく申しあげまして、ご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告がありました3点について、何か質疑、ご意見等はございませんか。

( な し )

委員長 それでは、以上で各課報告事項については終わります。  
続いて、3. その他について、各委員から何かご質疑ございましたら

お受けをいたします。

( な し )

委員長

それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、これもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。

皆さま、お疲れさまでした。

(午前9時59分 閉会)